平成２７年（フ）第２７８号
山梨県甲府市中町423番地１　シャーメゾンアトリオＡ　102、前住所山梨県北杜市長坂町長坂上条2304番地１
債務者　三井　雄太
１　決定年月日時　平成27年12月21日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２８１号
山梨県甲府市羽黒町1039番地２　ハイツ羽黒203号、旧住所山梨県南アルプス市田島312番地１　田島団地１－501
債務者　工藤　圭子
１　決定年月日時　平成27年12月21日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２８８号
山梨県甲府市朝日４丁目９番２号　ミナトヤハイツ202、前住所山梨県甲府市美咲１丁目３番11号
債務者　林　　里実
１　決定年月日時　平成27年12月21日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６４号
長野県岡谷市若宮１丁目１番19号
債務者　八幡ことみ
１　決定年月日時　平成27年12月22日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第３０２号
静岡県三島市南二日町27番７号　レオパレスＢｌｕｅＲｏｓｅ三島206、前住所愛知県新城市川田字本宮道19番地５　レオパレスサンライズ207
債務者　桐原　誠也
１　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３３１号
静岡県御殿場市神山平２丁目７番地の12
債務者　吉田　浩三
１　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１５４号
三重県鈴鹿市算所５丁目22番10号　ガーディニアパレスＢ棟２Ａ
債務者　田枝　一正
１　決定年月日時　平成27年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１８８号
三重県津市白塚町2874番地１　ハイツドヌールＢ107号室
債務者　谷村　純子
１　決定年月日時　平成27年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１９１号
三重県鈴鹿市長太旭町３丁目４番20号　ベルリードＭ201、前住所三重県鈴鹿市算所４丁目５番１号　フォーチュネイトビレッジＤ202
債務者　速水　杏奈
１　決定年月日時　平成27年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１９３号
三重県亀山市東御幸町208番地３　ワコーハイツ402号
債務者　勝山クリサンタこと　ＫＡＴＳＵＹＡＭＡ　ＣＲＩＳＡＮＴＡ　ＣＯＬＬＡＤＯ
１　決定年月日時　平成27年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第９８４号
大阪府河内長野市松ケ丘西町1668番地　パークテラス201号
債務者　辻本　邦彦
１　決定年月日時　平成27年12月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９９８号
大阪市東成区大今里西１丁目２番26号スカイハイツ　２Ｂ号
債務者　山田さなえ
１　決定年月日時　平成27年12月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１００３号
大阪府富田林市小金台４丁目２番３－305号、前住所大阪府富田林市東板持町３丁目16番14号
債務者　宮本　健司
１　決定年月日時　平成27年12月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０２２号
堺市西区鳳東町５丁524番地10
債務者　竹林さゆり
１　決定年月日時　平成27年12月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０４１号
大阪府松原市三宅中３丁目６番４号
債務者　川野　幸美
１　決定年月日時　平成27年12月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３８３号
兵庫県西宮市甲子園浦風町１番23－206号、前住所兵庫県西宮市甲子園浦風町１番23－114号
債務者　パーマＢｏｘＪｏｂこと　齊藤　和利
１　決定年月日時　平成27年12月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係